

審査員資格の失効、取消及び一時停止

CEMSAR RA 300

一般財団法人 省エネルギーセンター
エネルギーマネジメントシステム審査員評価登録センター

制定・改定履歴

版番号	年月日	制定、改定内容
00	2011年10月28日	制定

審査員資格の失効、取り消し及び一時停止

この文書は、CEMSAR が登録した、エネルギーマネジメントシステム審査員（以下、「エネルギー審査員」という。）の資格の失効、取り消し及び一時停止に係るものである。

1. 資格の失効

1.1 資格失効の条件

CEMSAR AA100 11 項の条件によって、資格は失効する。ただし、CEMSAR AA100 11 項が定める猶予期間内においては、資格は失効しない。

1.2 資格失効の処置及び通知

資格が失効した場合は、登録リストから削除するものとする。

1.3 資格失効者の再登録

資格失効者の再登録は、CEMSAR AA100 13 項によって行う。

2. 資格の取り消し及び一時停止の要件

CEMSAR は、次の(1)–(4)の場合に、CEMSAR AA100 11 項の要件に該当するものとして、3 項に示す手順によって資格の停止又は取り消しを行う。この場合、該当者は、CEMSAR の指定する方法で弁明の機会を与えられるものとする。

- (1) 次の事項が判明し、CEMSAR AA100 12 項の審査の遂行における適切さに欠けることに該当するとされるとき
 - a) エネルギー審査員が登録カード、登録証明書を不正に使用した場合
 - b) エネルギー審査員が登録カード、登録証明書を不正に改ざんした場合
 - c) エネルギー審査員が CEMSAR のマークを不適切な方法で使用した場合
- (2) エネルギー審査員が「エネルギーマネジメントシステム審査員順守事項 (CEMSAR RA 400)」に違反し、CEMSAR AA100 12 項における、審査の遂行における適切さに欠け、または責任と倫理的態度で自らを律しなかったものとされるとき
- (3) 申請書及び提出資料に重大な不正又は誤りがあり、エネルギー審査員が不正にその資格を取得したことが判明したとされるとき
- (4) エネルギー審査員としての活動に関し、CEMSAR に苦情が寄せられ、または当該エネルギー審査員から苦情を受けた旨の報告があり、かつその苦情が重大な内容のものであるため審査の遂行における適切さに欠け、または責任と倫理的態度で自らを律しなかったものとされるとき

3. 資格の取り消し及び一時停止の手順

- (1) CEMSAR は、2 項に該当し、資格の一時停止とすることが妥当と判定した場合、期間を定めて資格の一時停止を行う。この場合、該当者は文書又は判定評価の場合等、

CEMSAR の指定する方法で弁明の機会が与えられるものとする。

- (2) CEMSAR は、2 項に該当する事項のうち、下記の場合で、不正が明らかであると判断した場合には、資格を取り消す。この場合、該当者は文書又は判定評価の場合等、CEMSAR の指定する方法で弁明の機会が与えられるものとする。
- a) 不正にその資格を取得した場合
 - b) 登録カード、登録証明書を不正に改ざんした場合
 - c) 審査に関して行った行為であって、「エネルギーマネジメントシステム審査員順守事項 (CEMSAR RA 400)」に違反し、かつ資格の取消に相当する重大な不正がある場合

4. 資格の取り消し及び一時停止の通知

- (1) CEMSAR は、資格の取り消し又は一時停止が行われた場合、その旨を、当該エネルギー審査員に通知するとともに、登録リストから削除する。
- (2) 当該者は、資格の一時停止の場合には登録カードを、資格の取り消しの場合には登録カードと登録証明書を、速やかに CEMSAR へ返却しなければならない。

5. 一時停止の場合の資格の回復

CEMSAR は、CEMSAR の定める停止期間が経過した場合又は CEMSAR が停止を解除した場合は、当該エネルギー審査員の資格の回復を認める。ただし、停止解除時期が、維持申請締切日を過ぎた場合は維持申請を、又は更新申請締切日を過ぎた場合は更新申請を行い、要件を満たした場合に資格を回復できるものとする。この場合の要件は、「申請締切日」を「申請日」と読み替えるものとする。

6. 取り消しの場合の資格の回復

取り消しの場合には、新規の登録手続きによるものとする。

7. 申請中に一時停止又は取り消しの要件に該当した場合の処置

申請を受理後、評価中に、一時停止又は取り消しの要件に該当することが明らかになった場合には、取り消しに相当するときには申請を却下するものとし、一時停止に相当する場合には評価を一時停止するものとする。一時停止に対する回復の要件が満たされたときに、評価を再開するものとする。